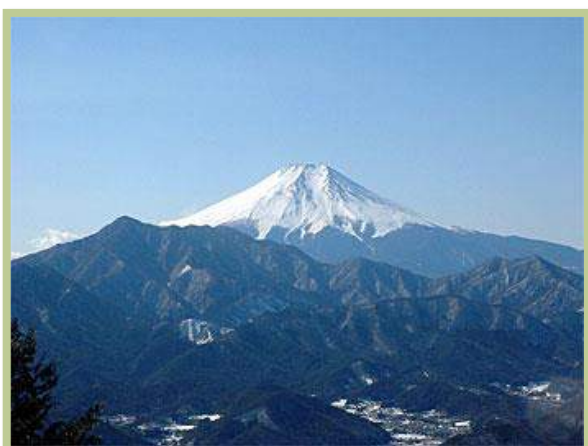


# 第2次都留市環境基本計画

【繋がります！人と自然がいつまでも輝くまち】

平成29年度～平成38年度



平成29年3月 都留市

# 目 次

<b>第 1 章</b>	<b>都留市環境基本計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
第 1 節	計画の目的と策定の背景.....	1
第 2 節	計画の位置づけ.....	3
第 3 節	計画策定の考え方.....	4
第 4 節	計画策定のプロセス.....	5
第 5 節	計画の期間.....	6
第 6 節	計画の対象.....	7
(1)	対象とする地域の範囲.....	7
(2)	対象とする環境の範囲.....	7
第 7 節	計画の主体と各主体の役割.....	8
<b>第 2 章</b>	<b>都留市の概況と環境を取り巻く状況</b> .....	<b>9</b>
第 1 節	都留市の概況.....	9
(1)	立地.....	9
(2)	地形.....	10
(3)	地質.....	11
(4)	土地利用.....	11
(5)	気象.....	13
(6)	人口.....	14
(7)	産業.....	16
第 2 節	環境の現況と課題.....	19
(1)	自然環境.....	19
(2)	大気環境.....	21
(3)	水環境.....	25
(4)	廃棄物等.....	27
<b>第 3 章</b>	<b>目指すべき環境像と基本目標</b> .....	<b>31</b>
第 1 節	目指すべき環境像.....	31
第 2 節	基本目標と方向性.....	32
第 3 節	施策の体系.....	36

## 第4章 数値目標と目標を達成するための取り組み..... 37

基本目標ごとの目標.....	37
「基本目標Ⅰ 豊かな自然との共生」 .....	38
「基本目標Ⅱ 健康・快適・安全な生活環境の創造」 .....	45
「基本目標Ⅲ 地球にやさしい循環型社会の創造」 .....	51
「基本目標Ⅳ 環境保全を進める参加と協働の取り組み」 .....	58

## 第5章 計画の推進と進捗管理..... 63

第1節 推進体制 .....	63
第2節 推進管理 .....	64

## 資料編..... 65

資料1 市の取り組み一覧.....	65
資料2 環境保全に関する基準一覧.....	72
資料3 環境保全に関する規制等一覧.....	79
資料4 都留市環境基本条例.....	80
資料5 都留市環境審議会条例.....	85
資料6 都留市環境審議会.....	87

# 第 1 章 都留市環境基本計画の策定にあたって

## 第 1 節 計画の目的と策定の背景

緑豊かな山々に囲まれた本市は、富士山を源とする桂川の美しい渓谷や周囲の山々からもたらされる清流、豊富で清冽な湧水などに恵まれ、先人たちのたゆまぬ努力と英知の積み重ねにより自然と共生しながら、城下町としての歴史と文化の香り高いまちとして発展を続けてきました。

しかし、近年の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムや、近代的ライフスタイルの定着による環境への負荷は、市街地を中心とした河川水質の悪化や、廃棄物の増加、森林の荒廃等、私たちの生活に直結した環境問題として無視できないものになっています。

さらに、地球規模の環境問題は深刻化し、世界各国での取り組みが急務となっています。

そこで、本市は、『都留市環境基本条例（以下「条例」という。）』に基づき、平成 19 年 3 月に『都留市環境基本計画（以下「前基本計画」という。）』を策定し、次に掲げる基本理念をもとに、「人と自然が共生する環境のまちづくり」の実現に向けて、地域の環境保全活動に取り組んできました。

### 都留市環境基本条例（抜粋）

#### （基本理念）

第 3 条 環境の保全等は、未然防止の原則の下に、市民が健康で安全でかつ快適に暮らすうえで必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継いでいくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、循環社会を基調とした環境への負荷の少ないまちを実現するため、すべてのものが協働することによって行わなければならない。

3 環境の保全等は、地域の環境が地球全体の環境と密接にかかわっていることから、すべての者が日常生活や事業活動において自らの問題として認識し、地球環境に配慮した自発的な取組により推進しなければならない。

前基本計画の期間中（平成 19 年度～平成 28 年度）の平成 23 年 3 月に発生した、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故は、放射性物質の拡散やエネルギー対策など環境に直面する様々な課題をもたらしました。

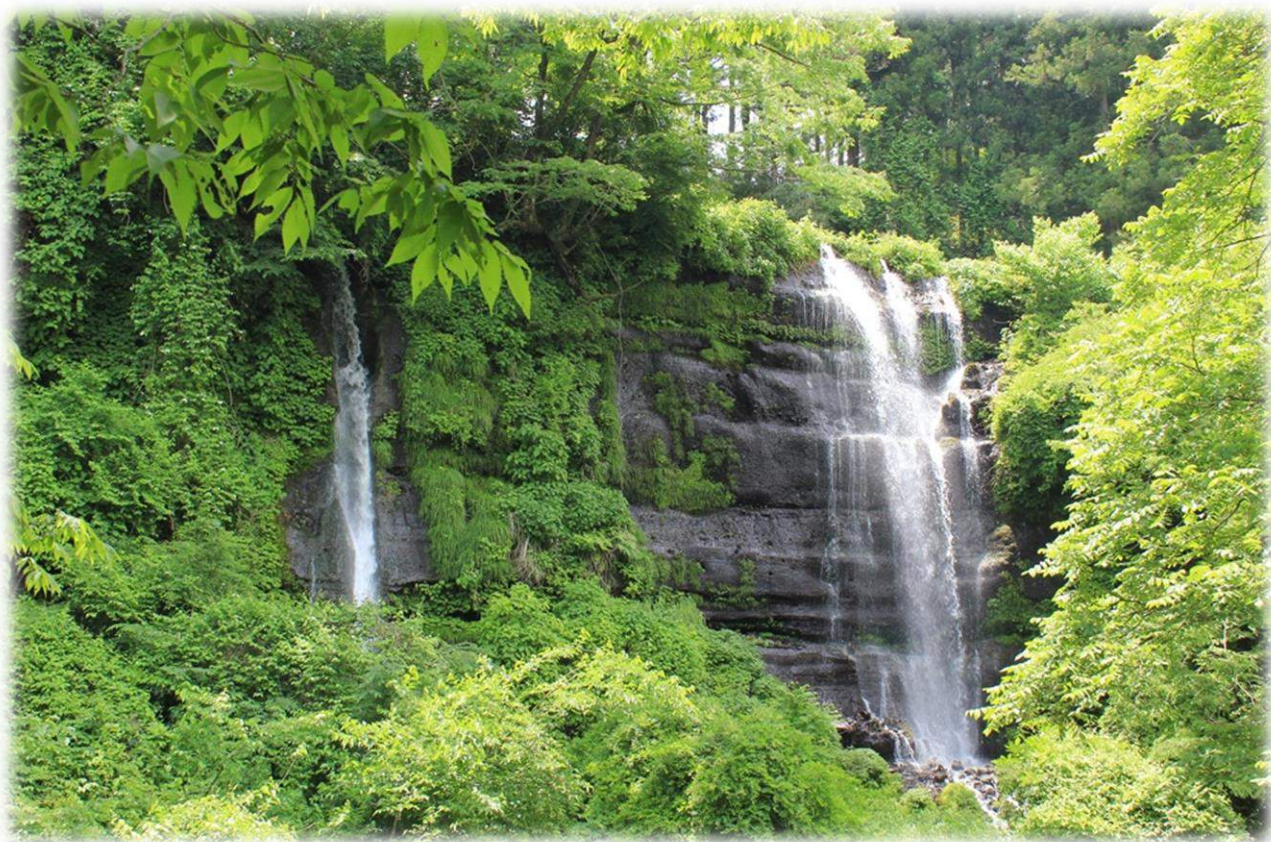
このような状況を踏まえ、平成 24 年 4 月に閣議決定された第四次環境基本計画<sup>1</sup>では、「安全」が確保される社会基盤のもと、「低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成」されることを目指すべき持続可能な社会の姿としました。

<sup>1</sup>【第四次環境基本計画】環境基本法第 15 条に基づき政府が定める環境の保全に関する基本的な計画。政府が一体となって進める施策とともに、国民をはじめ多様な主体に期待する役割について示されている。

また、地球温暖化対策については、平成 27 年 12 月の国連会議（COP21<sup>1</sup>）において、2020 年で失効する京都議定書以降の新たな国際的な枠組み「パリ協定<sup>2</sup>」が採択され、本市においても国の方針に基づく対応が求められています。

前基本計画策定から 10 年が経過し、本市を取り巻く社会情勢や環境の状況は刻々と変化しています。人口減少や少子高齢化が進むなか、本市の豊かな自然環境や安全な暮らしを守り、将来の世代に確実に引き継いでいくには、市民一人ひとりが環境問題を受け止め、様々な主体が共通意識を持ちながら互いに協働し、現実を的確にとらえた環境への取り組みを行っていかねばなりません。

そこで、前基本計画が計画の期間を満了したこと、本市を取り巻く環境の状況、国内外の動向を踏まえ、『第 2 次都留市環境基本計画（以下「新基本計画」という。）』として策定します。



【写真：太郎・次郎滝（夏狩）】

<sup>1</sup> 【COP21】国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議のこと。

<sup>2</sup> 【パリ協定】2015 年にパリで開催した COP21 において採択された、京都議定書以降 18 年ぶりとなる気候変動に関する国際的枠組みで、気候変動枠組条約に加盟する 196 カ国すべてが参加する世界初の枠組み。



## 第3節 計画策定の考え方

### ① 上位計画や個別計画、関連計画との効率的・効果的な連携

国及び県の環境基本計画との整合性を図り、本市の長期総合計画を基準としたそれぞれの分野計画との関連を精査し、また、環境に関する個別計画や関連計画が掲げる事項を踏まえて検討を行い、各計画との効率的で効果的な連携を図るための策定を行います。

また、新基本計画の目指すべき環境像、施策の方向性については、長期総合計画に沿った見直しを行います。

### ② 本市の環境の現状及び地球規模での環境に関する動向の把握による適切な見直し

前基本計画の進捗状況と計画実行による効果の確認、様々なデータによる本市の環境の現状分析、市民の環境問題への関心などの把握を行い、地球温暖化対策を主軸とした環境問題に関する国際的な動向や情勢の変化を視野に入れた適切な策定を行います。

### ③ 各主体の役割の明確化

新基本計画は、新たな目指すべき環境像の実現に向け、市、市民、事業者、教育機関などすべての主体が自らの役割を果たしながら連携・協働して、効果的に推進していかなければならないことから、すべての主体が新基本計画を共有し推進できるよう、各主体の役割を明確に示し、わかりやすい計画づくりを目指します。

## 都留市環境基本条例（抜粋）

### （環境基本計画）

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民参加により都留市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全等について、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）環境の保全等に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

（2）前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、都留市環境審議会の意見を聴かななければならない。

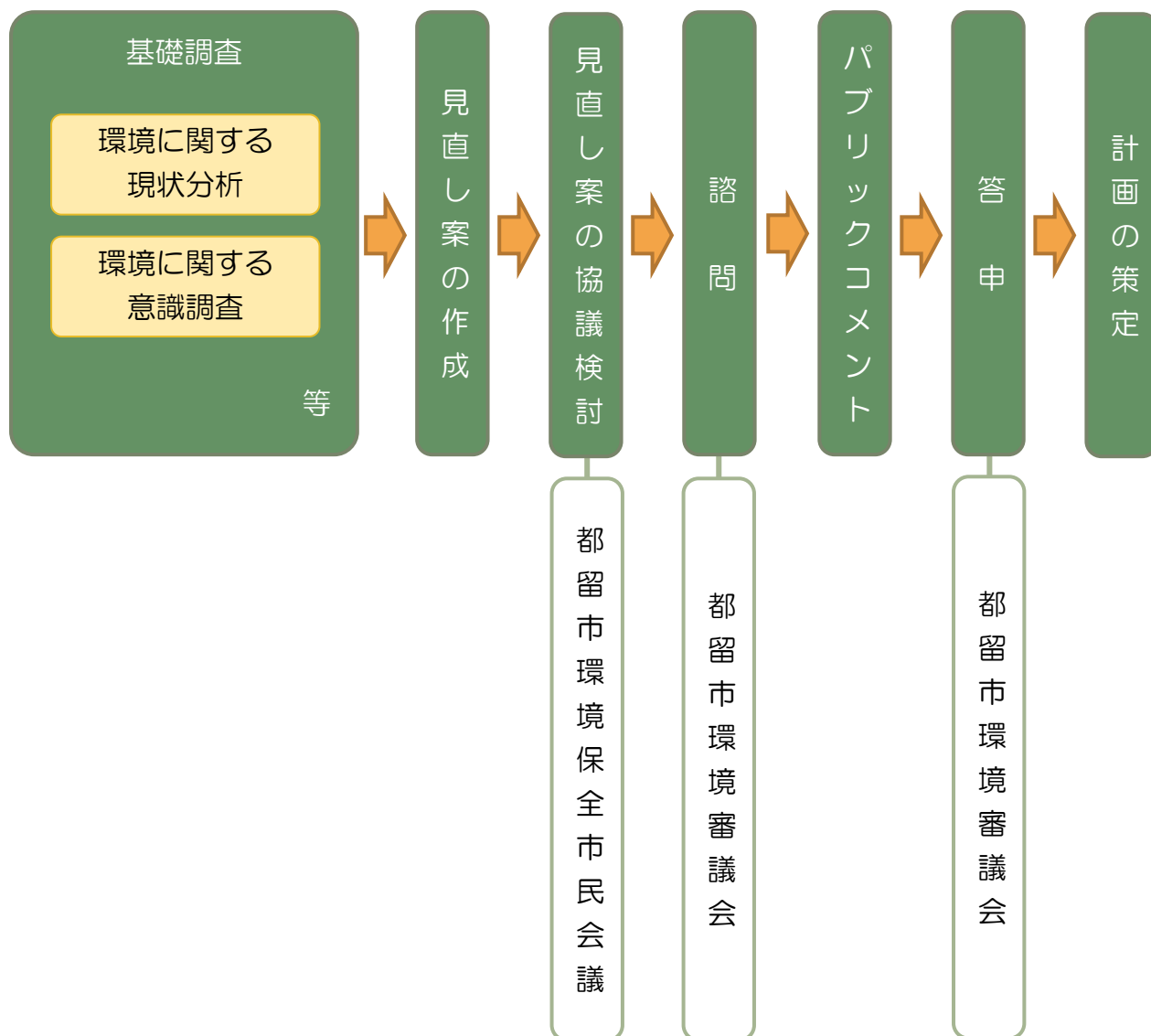
4 市長は、環境基本計画を定めたとき、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

### （環境基本計画との整合）

第10条 市長は、施策の策定や実施に当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

## 第4節 計画策定のプロセス

新基本計画は、平成28年4月から6月にかけて本市の環境に関する現状分析を、また8月から10月にかけて市民（一般市民、小中学生）・事業者に対して環境に関する意識調査等の基礎調査を行い、見直し案を作成しました。見直し案について都留市環境保全市民会議の協議での協議及び検討により素案を作成し、素案について都留市環境審議会へ諮問を行いました。都留市環境審議会での審議と並行してパブリックコメントを実施し、都留市環境審議会からの答申を得て平成29年3月に新計画「第2次都留市環境基本計画」として策定しました。





## 第5節 計画の期間

新基本計画は、長期総合計画で市の将来像として掲げる「ひと集い 学びあふれる 生涯きらめきのまち つる」を実現するための生活・環境部門の方向性「繋がります！人と自然がいつまでも輝くまち」を目指し取り組むための計画であるため、新基本計画の目標年度を長期総合計画の最終年次に合わせ、平成29年度から平成38年度までの10年間とし、急激な社会情勢の変化や様々な環境の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

### 第6次都留市長期総合計画（抜粋）

#### 第6章 まちづくりの方向と行政運営方針、推進体制

##### 1. まちづくりの方向

私たちは、私たちのまちのあるべき将来像を実現するため、次の6つのまちづくりの方向を定め、取り組むこととします。

【産業・基盤分野 「創ります！しごととくらしの充実したまち」】

略

【福祉・子育て・健康分野 「育みます！優しさと元気のまち」】

略

【教育分野 「輝かせます！学びあふれるつるのまち」】

略

【生活・環境分野 「繋がります！人と自然がいつまでも輝くまち」】

私たちが共存している地域環境資源は、今ここに生きる私たちだけのものではなく、将来の世代にわたって享受されるべきかけがえのないものです。このため、一人ひとりが環境負荷を軽減し、持続的な発展が可能となるようなまちを実現します。また、自然とまちの機能がバランスよく調和した、だれもが安全で快適に暮らせる魅力あるまちを目指し、環境や景観の保全に努めます。

【安全・安心、コミュニティー分野 「紡ぎます！人と人のつながりのまち」】

略

【行財政分野 「実行します！新しいステージへ」】

略

## 第6節 計画の対象

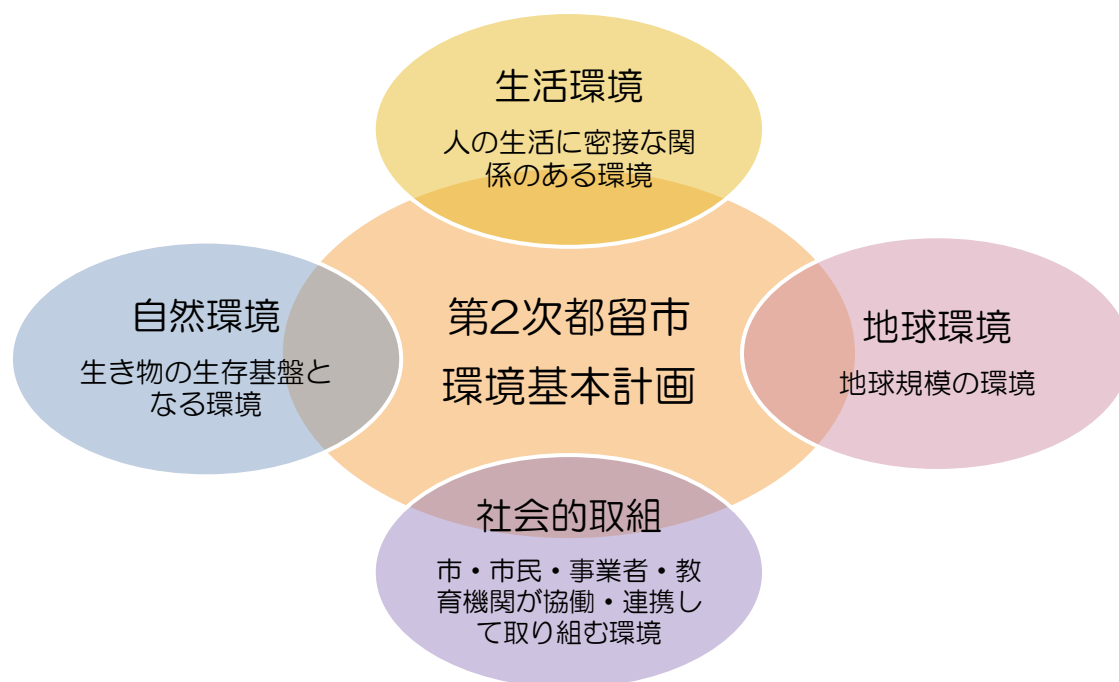
### (1) 対象とする地域の範囲

新基本計画は、本市の全域を対象とし、本市だけでは解決できない広域的課題及び地球環境問題等については、周辺地域、県などと連携・協力して対応することとします。

### (2) 対象とする環境の範囲

新基本計画が対象とする環境の範囲は、本市の自然特性やこれまでの環境に対する取り組みを踏まえ、自然環境や生活環境のみならず、再生可能エネルギー<sup>1</sup>の有効活用や未来の環境をみつめた環境教育など、様々な分野において環境とのかかわりあいを加味した以下の4分野とします。

分野	環境要素（環境項目）
① 自然環境	空気、水（河川、湧水、地下水）、森林、土壌、動物、植物等、生き物の生存基盤となる環境
② 生活環境	大気、水質、騒音、悪臭、廃棄物、振動、景観等、人の生活に密接な関係のある環境
③ 地球環境	資源の循環型活用システムの構築、再生可能エネルギーの利用、省エネルギーの推進、地球温暖化対策等、地球規模の環境
④ 社会的取組	環境教育の充実、環境保全活動の推進、環境情報の発信、美化活動等、市・市民・事業者・教育機関等が協働・連携して取り組む環境



<sup>1</sup> 【再生可能エネルギー】太陽光や水力、風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと。「枯渴しない」「どこにでも存在する」「CO2を排出させない」ことが大きな特徴。

## 第7節 計画の主体と各主体の役割

新基本計画では、市・市民・事業者・教育機関の各主体が条例に定める基本理念にのっとり、常に協働しながら自然環境や生活環境が調和した取り組みを自主的に行い、各主体が自らの役割を果たしながら、人と自然がいつまでも輝くまちづくりを推進します。

主 体	役 割
市 <sup>1</sup>	<ul style="list-style-type: none"><li>■環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、これを推進すること。</li><li>■率先して自らの事務事業の執行に伴う環境への負荷の低減に努め、市民・事業者及び教育機関との協働を図ること。</li><li>■市民・事業者・教育機関等が行う環境保全及び創造活動への支援を行うこと。</li><li>■教育機関と連携し、環境教育及び環境学習を積極的に推進すること。</li></ul>
市民 <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"><li>■日常生活において、資源やエネルギーの有効活用、廃棄物の減量化に努め、環境負荷の低減に配慮したくらしを実践すること。</li><li>■環境に関する学習に努め、環境保全に向け自主的に取り組むこと。</li><li>■市の施策や地域が実施する環境の保全及び創造に関する活動に積極的に参加・協力すること。</li></ul>
事業者 <sup>3</sup>	<ul style="list-style-type: none"><li>■事業活動が環境に与える影響等について認識し、経済活動の中に環境要素に関する視点を組み込み、自主的取り組みを実践すること。</li><li>■事業活動に伴う環境への負荷の低減、公害の防止、自然環境の適正な保全、情報の提供に努めること。</li><li>■市の施策や地域が実践する環境の保全及び創造に関する活動に積極的に参加・協力すること。</li></ul>
教育機関 <sup>4</sup>	<ul style="list-style-type: none"><li>■他の主体と連携して、環境教育・環境学習を積極的に推進すること。</li><li>■環境の保全等に関する知識、情報、研究結果を積極的に発信し、市民・事業者等の環境保全意識の醸成に協力すること。</li></ul>

<sup>1</sup>【市】市役所には、地方自治体としての「市」と、事業を営む場としての「事業者」のふたつの主体としての役割があり、ここでは、地方自治体業務をいう。

<sup>2</sup>【市民】ここでは、市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学するものをいう。

<sup>3</sup>【事業者】ここでは、市の区域内において事業を営む個人又は法人をいう。

<sup>4</sup>【教育機関】ここでは、市の区域内にある保育園、学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学校、大学、大学院)、図書館、博物館、公民館、教育に関する専門的・技術的事項の研究を行う施設をいう。

## 第2章 都留市の概況と環境を取り巻く状況

### 第1節 都留市の概況

#### (1) 立地

本市は、山梨県の東部に位置し、北側は大月市、南側は忍野村、山中湖村、東側は上野原市、道志村、西側は富士吉田市、西桂町、富士河口湖町に接しています。位置は概ね東経138度54分21秒、北緯35度33分03秒にあり、本市から50km圏内には県西部の一部を除いたほとんどの圏域が入り、100km圏内には東京都の全体が含まれます。150km圏内には東京都、埼玉県、神奈川県、静岡県、長野県及び群馬県のほぼすべての区域が含まれます。

面積は161.63km<sup>2</sup>で、地目別面積では森林が全体の84.5%を占め、市域の大半が山地となっています。標高は中心地で490m、周囲を1,000m級の山々に囲まれ、桂川（相模川）が市域の中央を西から東に貫流し、本市の主要な平坦地は、この河川に沿って帯状に形成されています。

■図1 都留市の位置



公共の交通網としての鉄道は、富士急行線が市域の中心部を走り、富士吉田市方面とJR大月駅を結んでいます。また、道路は中央自動車道富士吉田線が通じるほか、広域幹線道路である国道139号を基幹道路として、主要地方道である都留道志線、都留インター線、四日市場上野原線の3路線及び一般県道である高畑谷村停車場線、大幡初狩線、戸沢谷村線、大野夏狩線の4路線が放射状に構成されています。

## (2) 地形

富士山から大月市に向かって流れた溶岩を、山中湖を源とする桂川が削り残した段丘面の上に本市はあります。西には御坂山地の三ツ峠山(1,785m)、清八山(1,593m)、本社ヶ丸(1,631m)、鶴ヶ鳥屋山(1,374m)、高川山(976m)が東へ連なり、三ツ峠山北側を起源とした大幡川が桂川に合流しています。南から東にかけては、倉見山(1,256m)、丹沢山地(道志山塊)の杓子山(1,597m)、鹿留山(1,632m)、石割山(1,413m)、御正体山(1,681m)、今倉山(1,470m)、菜畑山(1,283m)と連なり、北東に赤鞍ヶ岳(1,299m)、さらに北側に雛鶴峠を経て高畑山(982m)、西に九鬼山(970m)と続きます。



### (3) 地質

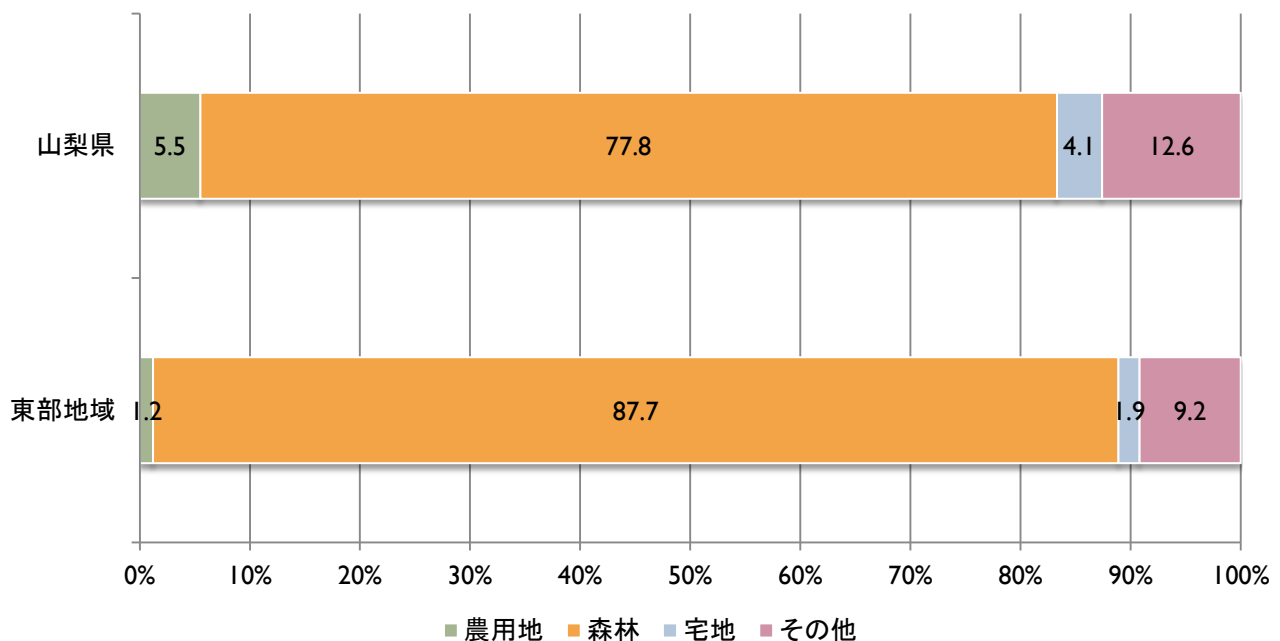
本市の地質は、御坂山地と丹沢山地を構成する新第三紀層<sup>1</sup>とそれを貫く石英閃緑岩<sup>2</sup>、富士山の溶岩、土石流、火山灰及び河岸段丘と低地により成りたっています。桂川本流の平坦地下には、猿橋溶岩流の岩盤があるところが多く、新第三紀層の岩石は主に、輝石、安山岩質及び角閃石安山岩質の凝灰岩や角礫岩となっています。菅野川および鹿留川上流に前述した石英閃緑岩があります。また、河岸段丘及び低地は砂礫層・砂層が積み重なってできており、その上に富士山から降下した赤褐色粗粒の火山灰層（いわゆるローム層）が乗っています。

### (4) 土地利用

山梨県土地利用現況把握調査から土地利用の割合を見ると、本市を含む東部地域の面積は、山梨県と比較すると農用地の割合が低く、森林の割合が高いことがわかります。

また、農地、宅地の利用度の推移を見ると、年々農地が減少し、宅地が増加していることがわかります。平成8年には農用地の面積よりも宅地の面積が大きくなり、年々その差は広がっています。（グラフ1、グラフ2）

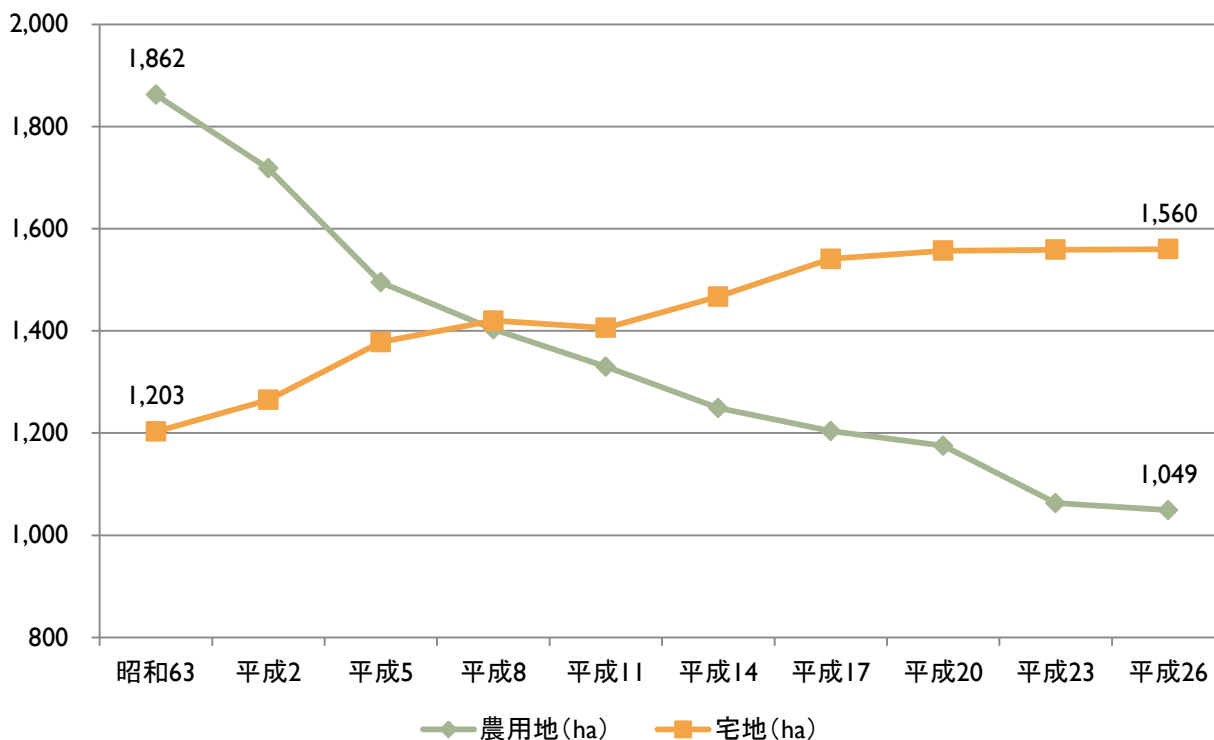
■ グラフ1 平成26年土地利用割合（山梨県土地利用現況把握調査）



<sup>1</sup>【新第三紀層】約2,350万年～約170万年前に形成された地層で、一般に岩盤と呼ばれる比較的固く安定した地盤が多い地質。

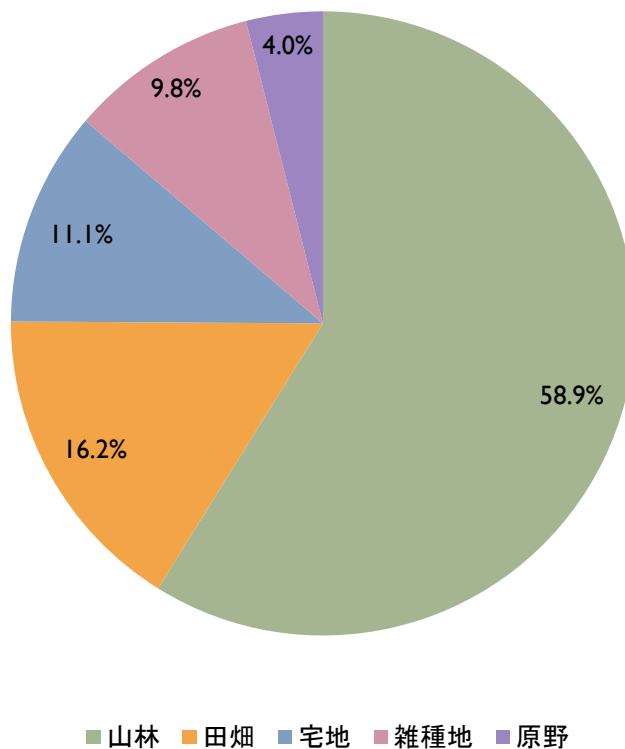
<sup>2</sup>【石英閃緑岩】石英を含む閃緑岩（マグマがゆっくり冷えて固まった深成岩の一種）。

■グラフ2 山梨県東部地域の農用地・宅地の推移（山梨県土地利用現況把握調査）



また、本市における平成28年4月1日現在の用途別土地利用面積をみると、山林が最も多く、次いで田畑、宅地の順となりました。（グラフ3）

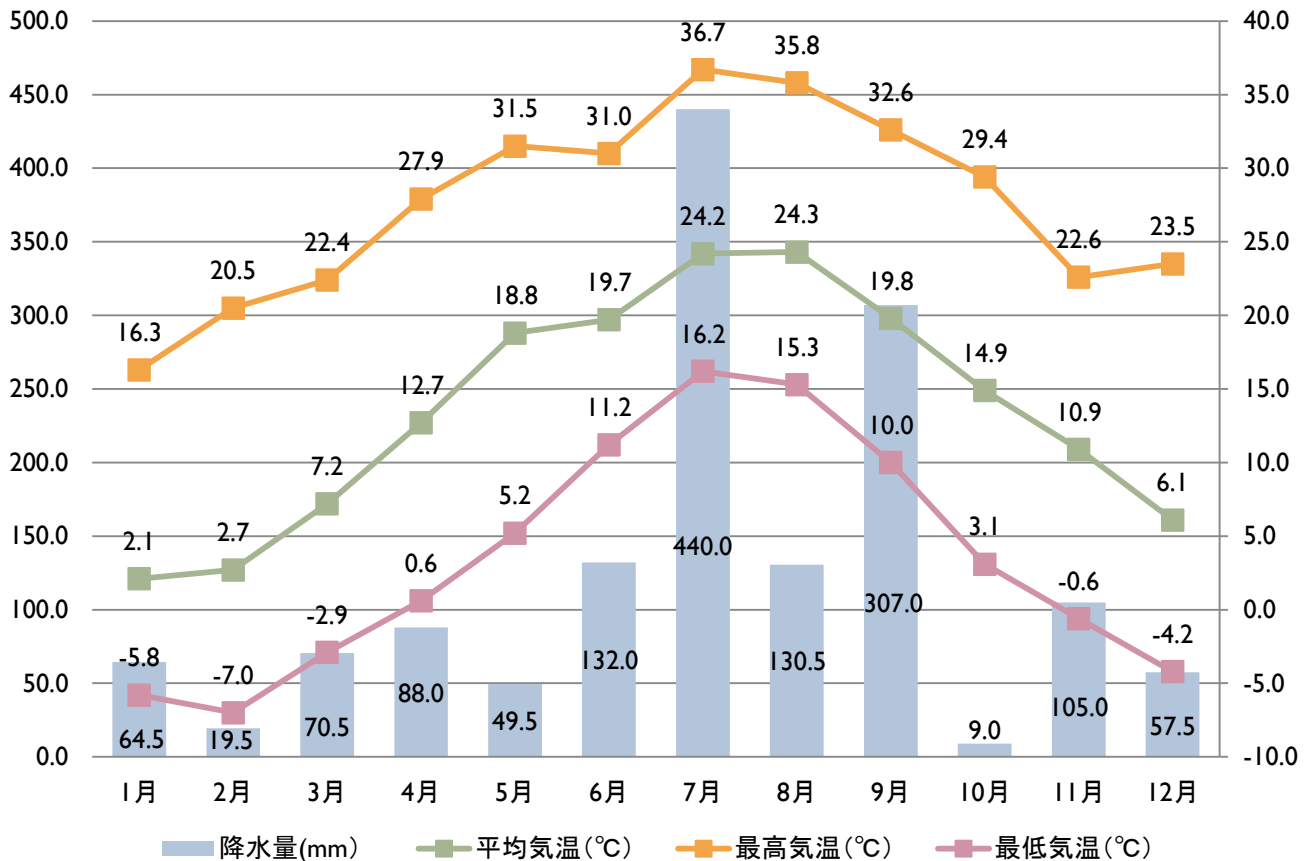
■グラフ3 H28.4.1 現在 用途別土地利用面積（税務課資産税担当調べ：都留市）



## (5) 気象

本市の平成 27 年度の年間月平均気温は 13.6 度、平均月最高気温は 27.5 度で平均月最低気温は 3.4 度となっています。夏は気温が高く、冬には大変冷え込み、朝晩の冷え込みが強い内陸性気候となっており、甲府気象台と比べても年平均最高気温は高く、年平均気温は低い、気温差の大きい気候となっています。(グラフ 4、表 1)

■グラフ 4 平成 27 年月別気温及び降水量の推移 (気象年表：都留市消防署)



■表 1 平成 27 年月別気温及び降水量の推移 (気象年表：都留市消防署)

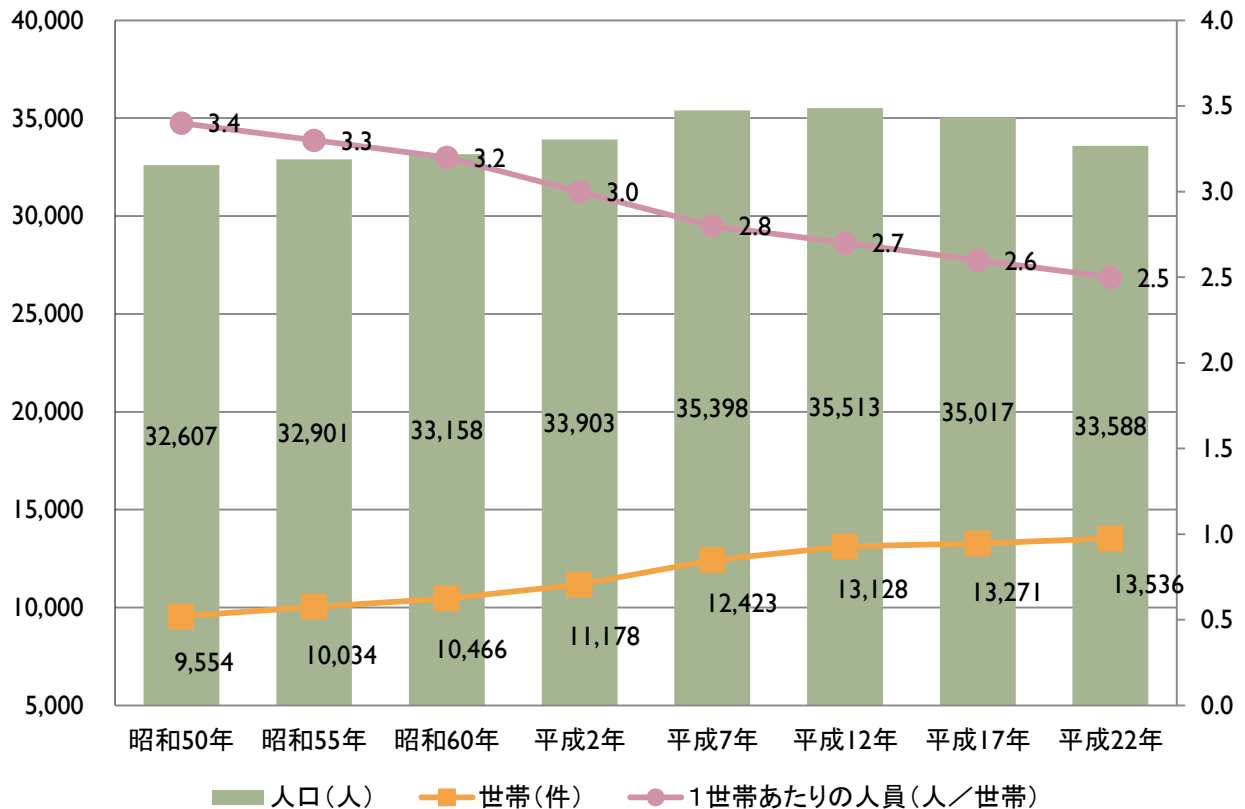
月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
降水量 mm	64.5	19.5	70.5	88.0	49.5	132.0	440.0	130.5	307.0	9.0	105.0	57.5	
気温 °C	平均	2.1	2.7	7.2	12.7	18.8	19.7	24.2	24.3	19.8	14.9	10.9	6.1
	最高	16.3	20.5	22.4	27.9	31.5	31.0	36.7	35.8	32.6	29.4	22.6	23.5
	最低	-5.8	-7.0	-2.9	0.6	5.2	11.2	16.2	15.3	10.0	3.1	-0.6	-4.2



## (6) 人口

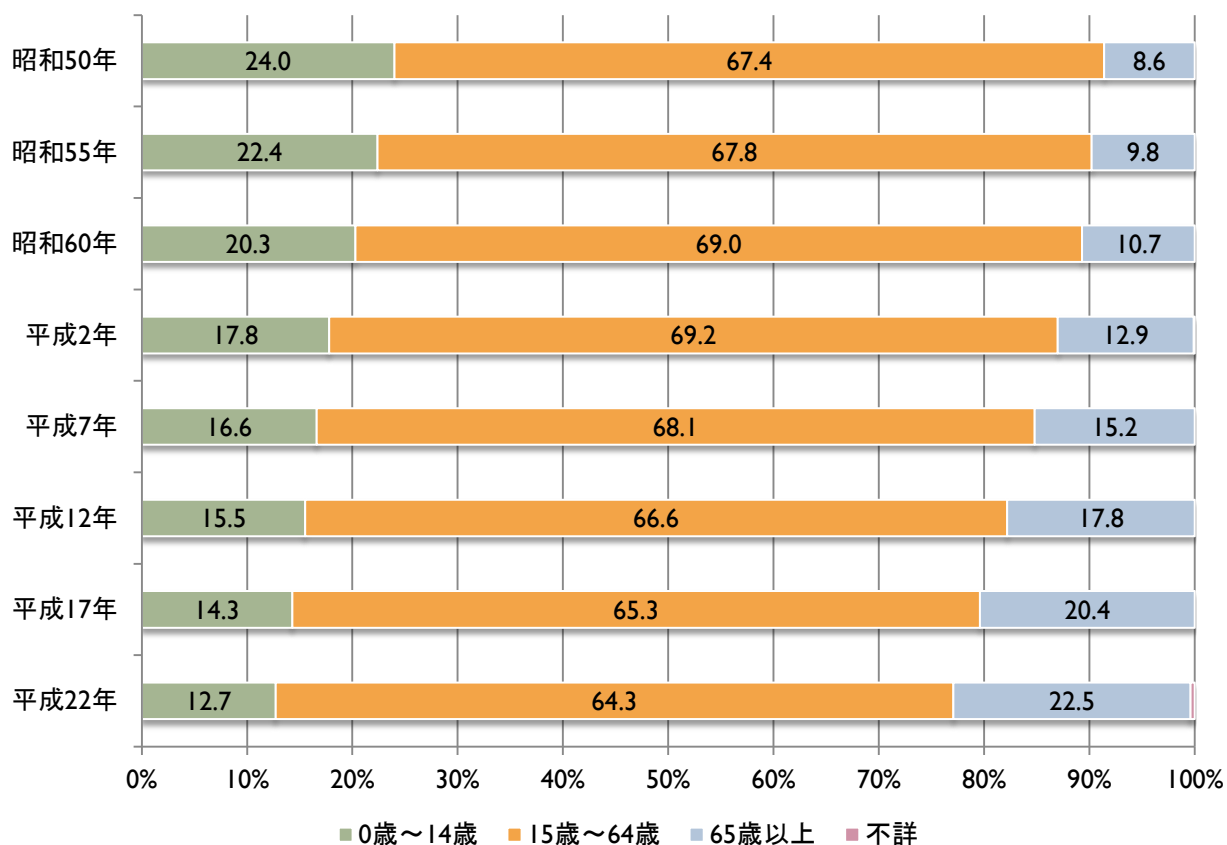
国勢調査による本市の人口は、平成 2 年から平成 7 年にかけて大きく増加し、平成 12 年の 35,513 人をピークにゆるやかな減少に転じ、平成 22 年には 33,588 人となっています。一方、世帯数は人口が減少に転じた後も増加傾向にあり、平成 22 年には 13,536 世帯となりました。世帯数の増加に伴い、1 世帯当たりの人員は減少しており、昭和 50 年に 3.4 人だった 1 世帯当たりの人員は、平成 22 年には 2.5 人となりました。(グラフ 5)

■グラフ 5 人口及び世帯数の推移 (国勢調査：都留市)



総人口に占める年齢別人口比率の推移を見ると、年少人口(0歳~14歳)比率が減少傾向にある一方、老年人口(65歳~)比率は増加していることが明らかとなっており、このことから少子高齢化が急速に進んでいることがわかります。生産年齢人口(15歳~64歳)比率は平成 2 年をピークに減少に転じていることから、今後もさらに高齢化が進むことが予測されます。(グラフ 6、表 2)

■グラフ 6 年齢別人口割合の推移（国勢調査：都留市）



■表 2 年齢別人口の推移（国勢調査：都留市）

	幼年人口 (0歳～14歳)		生産年齢人口 (15歳～64歳)		老年人口 (65歳～)		不詳		総数
	人口	(%)	人口	(%)	人口	(%)	人口	(%)	人口
昭和 50	7,809	24.0	21,987	67.4	2,811	8.6	0	0.0	32,607
昭和 55	7,366	22.4	22,316	67.8	3,219	9.8	0	0.0	32,901
昭和 60	6,734	20.3	22,884	69.0	3,536	10.7	4	0.0	33,158
平成 2	6,043	17.8	23,454	69.2	4,376	12.9	30	0.1	33,903
平成 7	5,882	16.6	24,121	68.1	5,395	15.2	0	0.0	35,398
平成 12	5,510	15.5	23,665	66.6	6,336	17.8	2	0.0	35,513
平成 17	5,011	14.3	22,852	65.3	7,154	20.4	0	0.0	35,017
平成 22	4,274	12.7	21,612	64.3	7,569	22.5	133	0.4	33,588

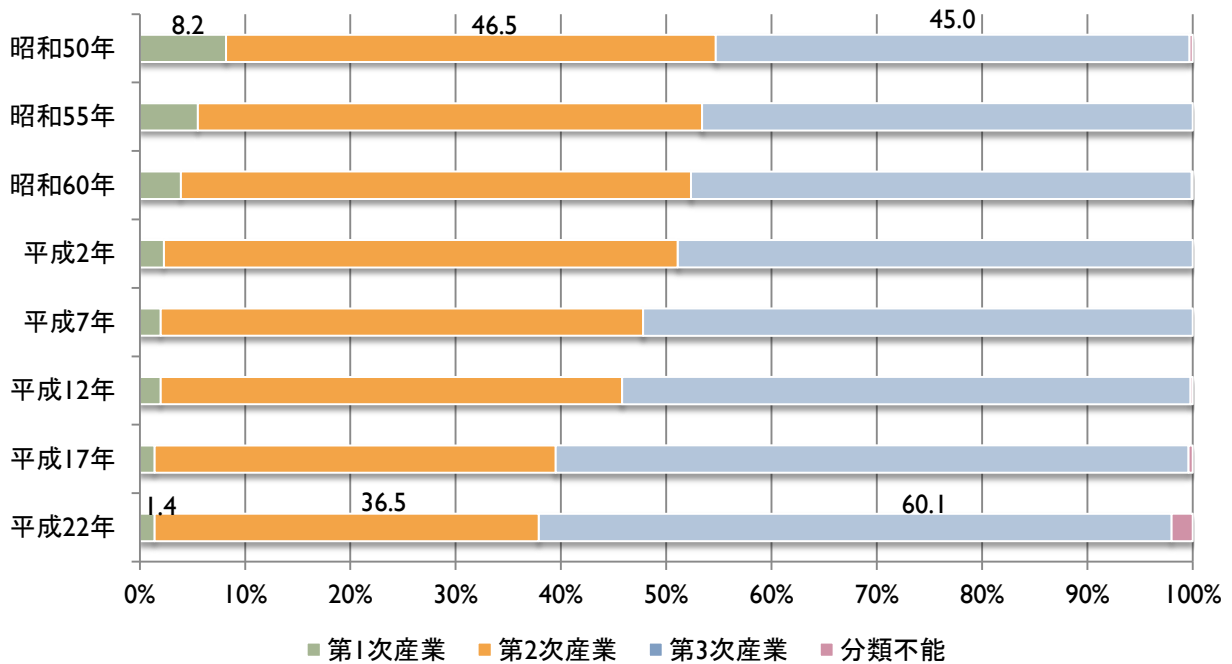
## (7) 産業

### ① 就業構造

本市における産業別就業人口の構成比は、昭和50年以降、第1次産業及び第2次産業の割合は減少傾向にあり、第3次産業は増加傾向にあります。昭和50年に8.2%だった第1次産業就業人口率は平成22年には1.4%に、第2次産業就業人口率は46.5%から36.5%にそれぞれ減少した一方、第3次産業就業人口率は45.0%から60.1%に増加しています。

平成22年の産業別就業人口を見ると、製造業が4,221人と最も多く、次いで卸売業・小売業が2,156人、建設業が1,393人、医療・福祉が1,292人、宿泊業・飲食サービス業が1,177人となっています。(グラフ7、表3)

■グラフ7 産業別就業人口割合の推移（国勢調査：都留市）



■表3 産業別就業人口と割合の推移（国勢調査：都留市）

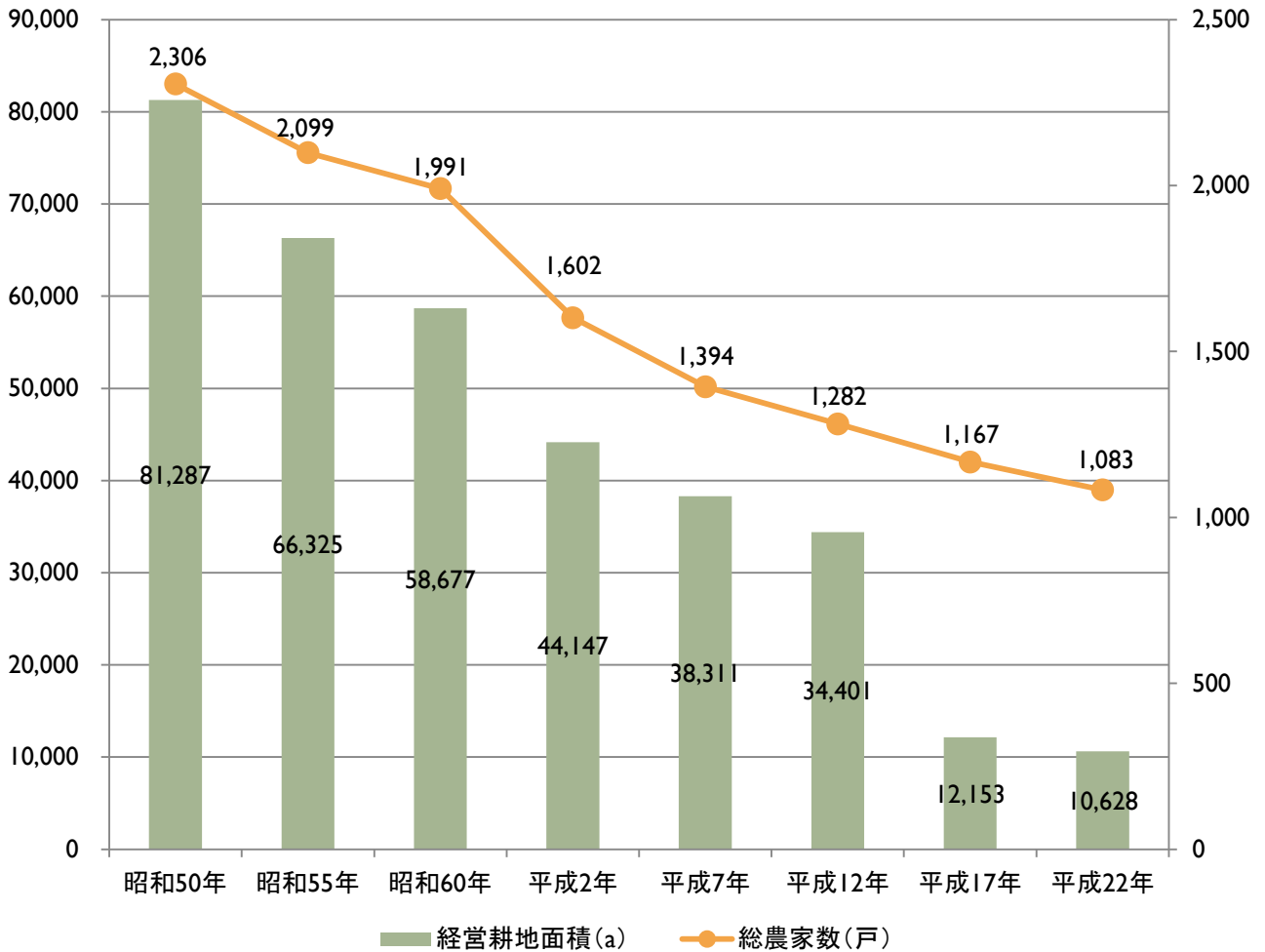
	第1次産業		第2次産業		第3次産業		分類不能		総数
	就業人口	(%)	就業人口	(%)	就業人口	(%)	就業人口	(%)	就業人口
昭和50	1,080	8.2	6,083	46.5	5,889	45.0	43	0.3	13,095
昭和55	787	5.5	6,880	47.9	6,696	46.6	7	0.0	14,370
昭和60	588	3.9	7,335	48.5	7,192	47.6	8	0.1	15,123
平成2	373	2.3	7,963	48.8	7,980	48.9	7	0.0	16,323
平成7	346	2.0	7,984	45.8	9,105	52.2	5	0.0	17,440
平成12	334	2.0	7,478	43.9	9,205	54.0	32	0.2	17,049
平成17	228	1.4	6,316	38.1	9,952	60.1	69	0.4	16,565
平成22	213	1.4	5,632	36.5	9,276	60.1	315	2.0	15,436

## ② 農業

農林業センサスの結果から本市の農業の推移を見ると、総農家<sup>1</sup>数は昭和50年から平成22年の35年の間に約半数に落ち込み、経営耕地<sup>2</sup>面積は約87%減少しました。

農家1戸あたりの経営耕地面積を比べると、昭和50年は1戸あたり約35aでしたが、平成22年には1戸あたり約10aにまで減少しており、農家1戸あたりの規模も縮小していることが伺えます。(グラフ8)

■グラフ8 農家数と経営耕地面積の推移（農林業センサス：都留市）



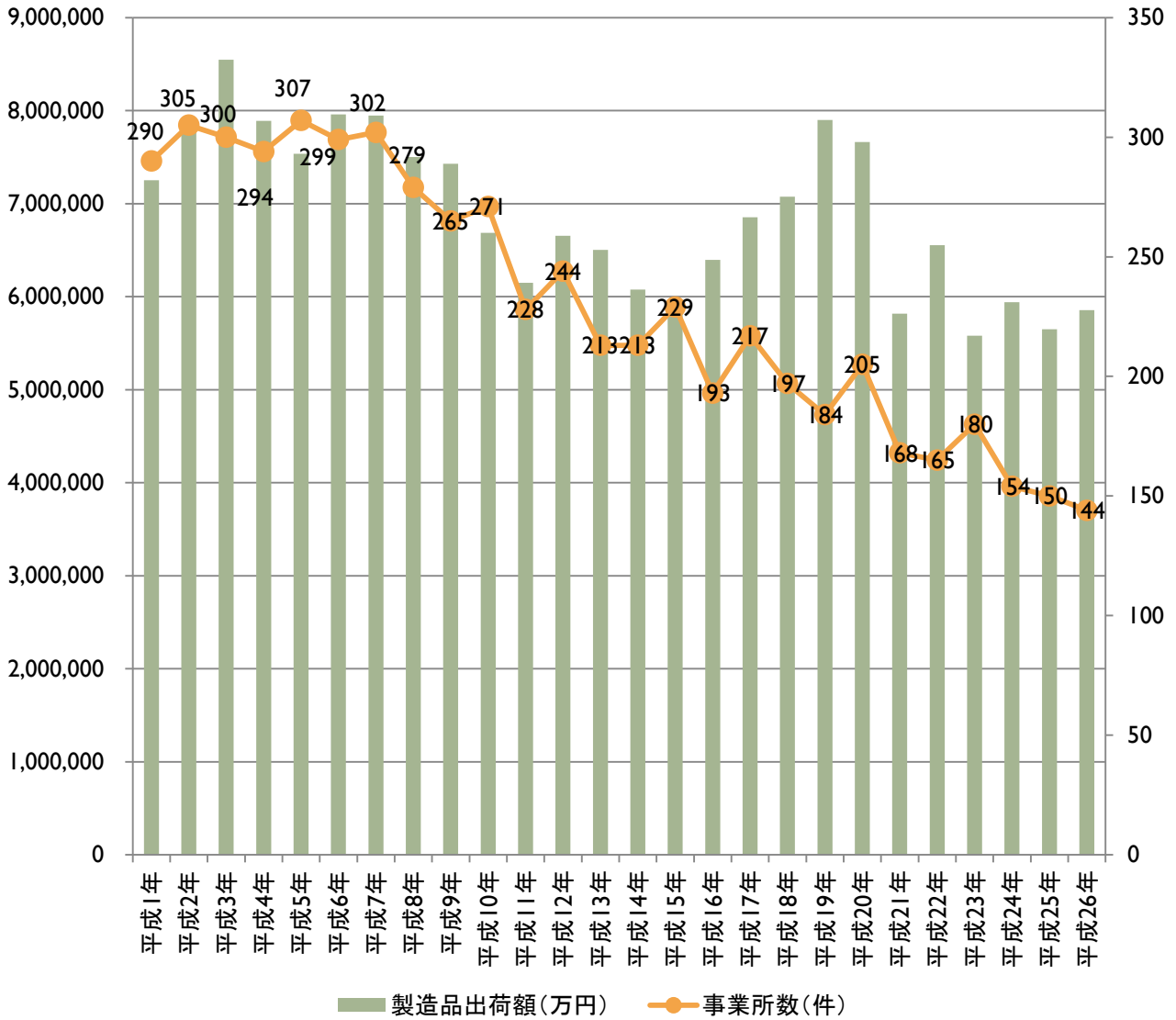
<sup>1</sup>【農家】 経営耕地面積が10アール以上の農業を行う世帯又は過去1年間における農業生産物の総販売額が15万円以上の規模の農業を行う世帯。

<sup>2</sup>【経営耕地】 農家が経営している耕地(田、畑、樹園地)のことで、土地台帳上の地目や面積に関係なく自己所有地および借入耕地のこと。

### ③ 工業

工業統計調査の事業所数、製造品出荷額等の推移を見ると、事業所数は平成5年の307事業所を境に減少傾向にあり、平成26年には144事業所となっています。製造品出荷額は平成3年の854億円から減少に転じましたが、平成16年に盛り返し平成19年の790億円をピークに再度減少に転じ、平成26年は585億円となっています。(グラフ9)

■グラフ9 製造品出荷額及び事業所数の推移（工業統計調査：都留市）



## 第2節 環境の現況と課題

### (1) 自然環境

#### ① 森林

本市は、富士山から大月市方面に向かって流れた溶岩を、山中湖を源とする桂川が削り残した河岸段丘の上であり、連なる1,000m級の山々に囲まれています。本市の面積の8割以上を森林が占め、針葉樹ではアカマツが一番多く、ヒノキ、スギ、カラマツの順になっています。

森林の6割を占める植林地は、木材としての需要が少なくなったことや、森林所有者の高齢化、林業従事者の減少などが要因となり、枝打ちや下刈りなどの管理が行き届かない森林が増えています。また、近年、アカマツが松くい虫による大きな被害を受けました。

森林は、地下水等の水資源の涵養、生物の多様性、良好な景観、地球温暖化の防止など様々な役割を果たしているため、森林の役割を知り、良好な森林環境の保全を図ることが重要です。(表4)

■表4 代表的樹木(都留市)

分類	代表的樹木
針葉樹	スギ、ヒノキ、サワラ、アカマツ、カラマツ、ゴヨウマツ、イチョウ
広葉樹	ブナ、ミズナラ、コナラ、ケヤキ、ソメイヨシノ、カスミザクラ、フジザクラ、ウメ、アラカシ、ヤマハンノキ、イロハモミジ、オオモミジ、クリ

#### ② 山野草

自然豊かな本市では、様々な山野草が生育し、四季折々の山野草を見ることができます。(表5)

■表5 代表的山野草(都留市)

分類	代表的山野草	
春	野草	カタクリ、イチリンソウ、ニリンソウ、ヒトリシズカ、ヤマブキソウ、イカリソウ、エイザンスミレ、タチツボスミレ、マルバスマレ、チゴユリ、フデリンドウ
	山菜	タラ、サンショウ、フキノトウ、ワラビ
	木の花	ダンコウバイ、アブラチャン、ヤマブキ、ハナイカダ、ノバラ、ヤマツツジ
夏	野草	ユキノシタ、ウバユリ、ヤブカンゾウ、ヤマユリ、オニユリ、パイカモ
	木の花	ヤマボウシ、ネムノキ、マタタビ
秋	ヒガンバナ、リンドウ、ヤマホトギス、カワラナデシコ、キキョウ	
冬	シモバシラ	



エイザンスミレ



ニリンソウ



パイカモ

### ③ 動物

本市には森林が多く残されており、起伏に富み、水に恵まれているため、動物にとっても棲みやすい変化に富んだ地域といえます。

山にはテンやヒメネズミ、河辺にはイタチやカモ類、川沿いの草原にはカヤネズミやひばりなど、場所ごとに特徴ある動物が生息しています。

一方で、近年、森林環境の変化により、本来ならば奥山に生息するサル、イノシシ、シカ、クマなどが市街地に姿を現すようになり、農作物被害、畑の掘り返し、家屋への棲みつきなどが問題になっています。(表6)

今後も野生動物の生態系のバランスを崩さないよう、長期間放置されている里山の再生や、清流域の保全を図る必要があります。

■表6 代表的動物（都留市）

分類	代表的動物
哺乳類	ニホンザル、ニホンイノシシ、ニホンジカ、ニホンカモシカ、ハクビシン、ツキノワグマ、ムササビ、ネズミ(アカネズミ、ヒメネズミ、カゲネズミなど)、モグラ(ジネズミ、カワネズミ、ヒミズ、アズマモグラなど)、タヌキ、キツネ、テン、イタチ、コウモリ、ノウサギなど
鳥類	カワウ、アオサギ、トビ、オオタカ、ハヤブサ、キジ、キジバト、アオバト、カッコウ、ホトギス、オオコノハズク、アオバズク、フクロウ、ヨタカ、ヤマセミ、カワセミ、ブッポウソウ、アオゲラ、アカゲラ、コゲラ、ヒバリ、ツバメ、コマドリ、ツグミ、ヤブサメ、ウグイス、ホオジロ、ムクドリ、ヤマガラス、ドバト、など
爬虫類	ヘビ(アオダイショウ、シマヘビ、ジムグリ、ヤマカガシ、ヒバカリ、シロマダラ、タカチホヘビ、マムシ)、トカゲ(トカゲ、カナヘビ)、カメ(クサガメ、アカミミガメ)
両生類	カエル(アズマヒキガエル、ニホンアマガエル、ヤマアカガエル、タゴガエル、ナガレタゴガエル、トノサマガエル、ツチガエル、シュレーゲルアオガエル、カジカガエル)、サンショウウオ(ハコネサンショウウオ)
魚類	アユ、イワナ、ヤマメ、アマゴ、ニジマス、ウグイ、アブラハヤ、コイ、ドジョウ、ホトケドジョウ、カジカなど



アズマヒキガエル



ムササビ



ニホンザル

## (2) 大気環境

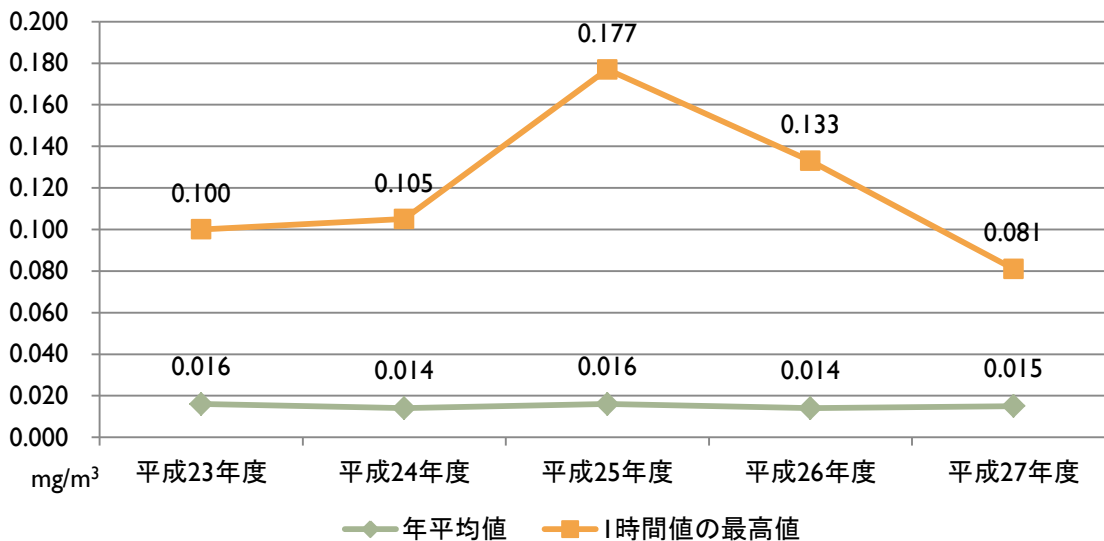
### ① 大気質

山梨県が実施している大気汚染状況の常時監視結果によると、市内測定局（都留市田原3-3-3）における浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）の測定結果は環境基準を達成していますが、光化学オキシダント（O<sub>x</sub>）は環境基準を上回っている状況にあります。（表7、グラフ10、グラフ11、グラフ12）

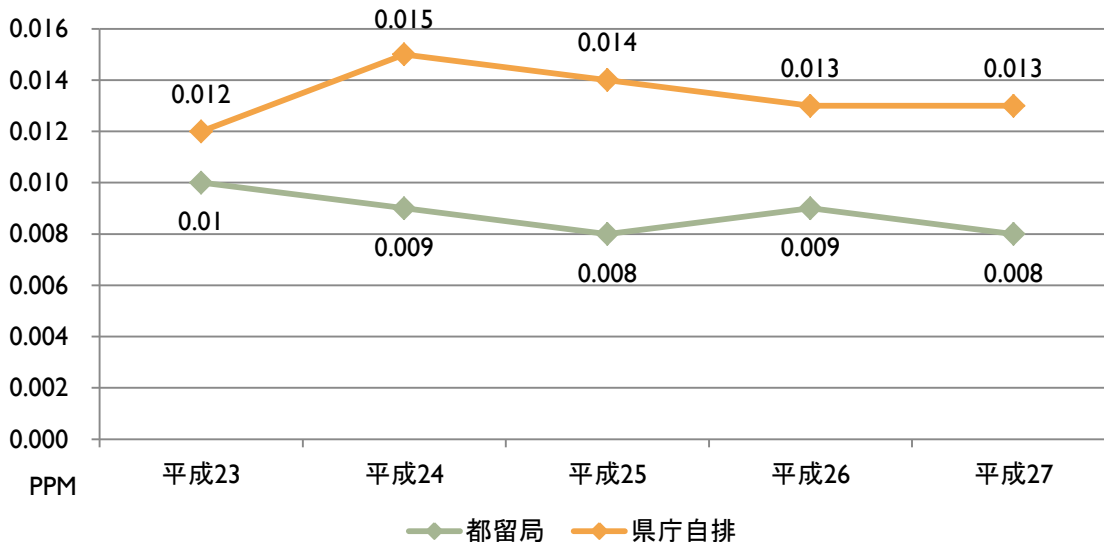
■表 大気汚染状況常時監視結果（都留市）

項目	環境基準	評価
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.1mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	○
二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	○
光化学オキシダント(O <sub>x</sub> )	1時間値が0.06ppm以下であること。	×

■グラフ 浮遊粒子状物質の年間測定値の経年変化（大気汚染状況常時監視結果：都留市）



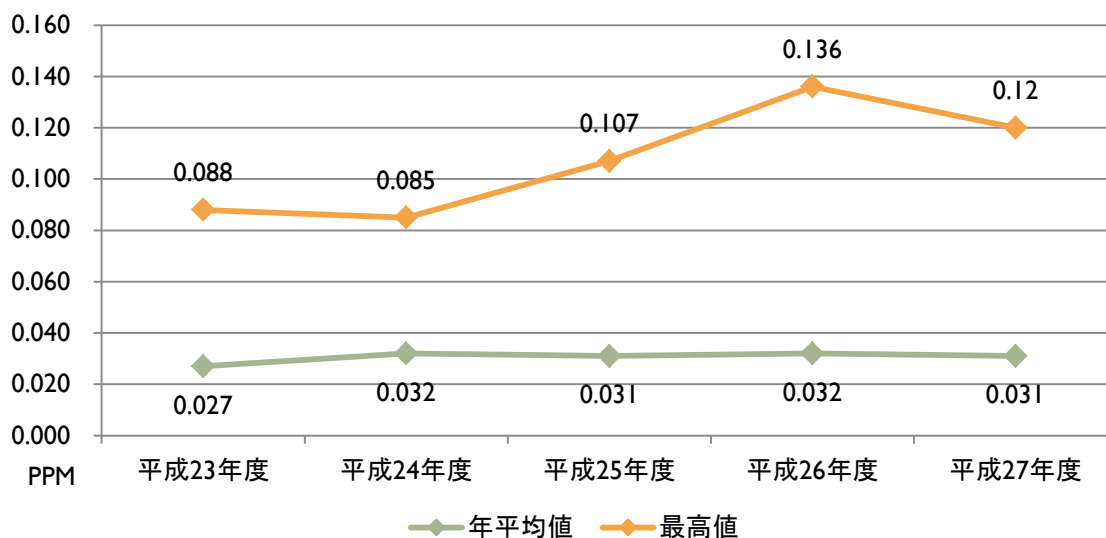
■グラフ 二酸化窒素の年平均値の経年変化（大気汚染状況常時監視結果：都留市）





■グラフ 12 光化学オキシダント年間測定値の経年変化

(大気汚染状況常時監視結果：都留市)



光化学スモッグの発生しやすい条件(日差しが強く、風の弱い日)が起きやすい夏期には、首都圏からと考えられる大気汚染物質の移流等によって光化学オキシダントが高濃度になり、光化学スモッグ注意報が発令されることがあります。発令の注意報発令件数は、本市より首都圏に近い市町村に多く発令されています。(表8)

■表8 光化学スモッグ注意報発令件数 (大気汚染状況常時監視結果：都留市)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
都留・吉田地区	0	0	0	2	1
上野原・大月地区	2	2	3	6	1

また、本市市内において、環境基準値濃度を超える大気中のダイオキシン類濃度は測定されていません。

## ② 騒音・振動・悪臭

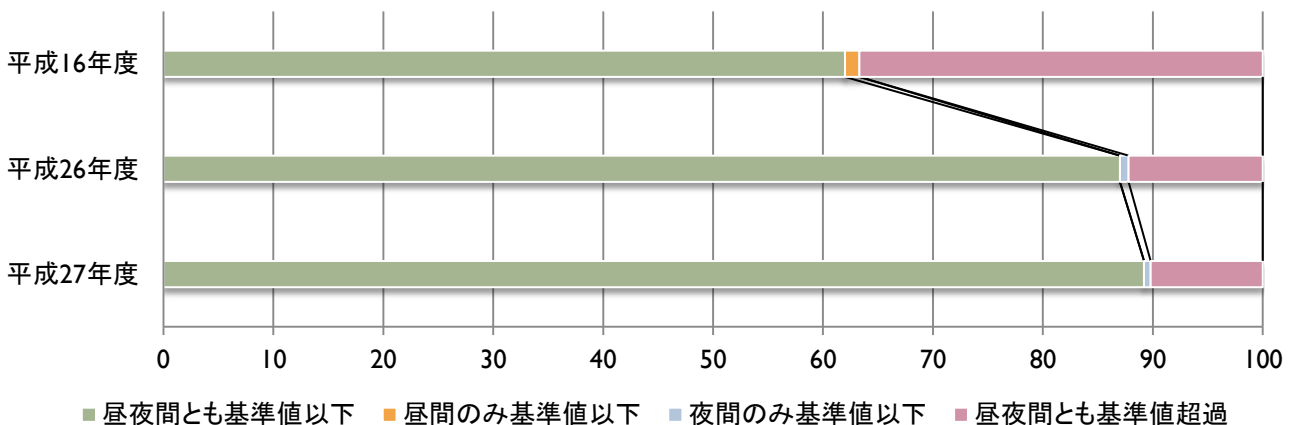
平成 27 年度の自動車騒音常時監視結果によると市内の評価対象区域内のうち、昼間（6 時～22 時）及び夜間（22 時～6 時）とも環境基準以下であったのは 89.2%、昼間のみ基準値以下だったものは 0.0%、夜間のみ基準値以下であったのは 0.6%、昼夜間とも基準値超過であったのは 10.2%でした。

平成 27 年度自動車騒音常時監視結果を平成 16 年度の結果と比較すると、環境基準値超過は減少しており、今後も道路交通の騒音レベルが急激に増加することは予測されませんが、地点によっては騒音が増加する可能性があるため、道路交通騒音が日常生活に支障をもたらさないよう、引き続き公共交通機関の活用、適正運転の啓発や防音・防振動対策を講じる必要があります。（表 9）

■表 9 自動車騒音常時監視結果（面的評価：都留市）

評価対象 道路名	評価対象区域 上段(始点) 下段(終点)	住居等 戸数 (戸)	達成戸数・割合							
			昼夜間とも 基準値以下		昼間のみ 基準値以下		夜間のみ 基準値以下		昼夜間とも 基準値超過	
			(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
中央自動車道 富士吉田線	都留市古川渡 都留市つる五丁目 6	399	366	91.7			16	4.0	17	4.3
中央自動車道 富士吉田線	都留市つる五丁目 5 都留市夏狩	279	279	100.0						
一般国道 139 号	都留市上谷四丁目 1 都留市田野倉	1,102	869	78.9					233	21.1
一般国道 139 号 (バイパス)	都留市田原二丁目 14 都留市玉川	347	347	100.0						
都留道志線	都留市上谷三丁目 3 都留市大野	265	264	99.6					1	0.4
都留インター線	都留市つる一丁目 1 都留市つる五丁目 6	118	112	94.9					6	5.1
大幡初狩線	都留市大幡 都留市大幡	14	14	100.0						

■グラフ 13 自動車騒音常時監視結果の推移（都留市）



本市に寄せられる騒音・振動・悪臭に関する苦情件数から見ると、悪臭に関する苦情が多く、その内容は「浄化槽からの悪臭」「排水の悪臭」が主たるものとなっています。

大気環境に関する苦情件数では、野焼きに関する苦情が最も多く、野焼きにより発生する煙や臭いが主たるものとなっています。

これらのことから、良好な生活環境を保つために、日常生活においてお互いに近隣や周辺に配慮するよう啓発を進める必要があります。(表 10)

■表 10 騒音・振動・悪臭・野焼きに関する苦情受付件数(都留市)

	騒音	振動	悪臭	野焼き
平成 20 年度	1	1	5	15
平成 21 年度	3	0	8	15
平成 22 年度	0	0	12	22
平成 23 年度	2	0	8	34
平成 24 年度	2	0	1	21
平成 25 年度	4	1	3	34
平成 26 年度	3	0	4	26
平成 27 年度	0	0	3	24



【写真：野焼きの様子】

### (3) 水環境

市で毎年実施している河川の水質調査結果を見ると、市内 10 河川 23 地点における過去 10 年間の水質は、その年によって多少のばらつきはあるものの、ほとんど変化は見られません。

平成 28 年 7 月に実施した水質調査では、「生活環境の保全に関する環境基準」の水域類型「A 類型」に指定されている朝日川（朝日曾雌）及び柄杓流川（上夏狩、十日市場）の 2 河川 3 地点において全ての環境基準を達成していましたが、「AA 類型」に指定されている桂川（境）、「A 類型」に指定されている桂川（田原、下谷、田野倉）及び朝日川（井倉）の 2 河川 5 地点においては大腸菌群数が環境基準値を上まわりました。（表 11）

■表 11 河川水質検査結果（平成 28 年 7 月調査：都留市）

河川名	調査地点	類型	水素イオン 濃度 pH【mg/L】	生物化学的 酸素要求量 BOD【mg/L】	浮遊物質量 SS【mg/L】	溶存酸素量 DO【mg/L】	大腸菌群数 【MPN/100mL】
桂川	境	AA	7.9	0.6	0.9	8.5	4,500
	田原	A	8.1	0.8	1.4	8.8	6,300
	下谷	A	8.2	0.9	2.2	8.7	16,000
	田野倉	A	8.1	0.6	1.0	8.6	2,300
鹿留川	沖		7.7	0.5 未満	0.6	9.2	4,300
	古渡		7.9	0.8	1.0	8.9	1,300
菅野川	菅野		7.9	0.5 未満	0.5 未満	9.5	420
	大津		7.8	0.6	0.5 未満	9.0	1,500
	玉川		7.8	0.9	1.0	9.1	1,700
	九鬼		7.9	1.0	1.5	9.1	5,200
家中川	田原		7.7	0.5	0.5	9.4	2,400
	上谷		7.9	0.7	0.7	9.1	12,000
	四日市場		7.9	1.3	0.5	8.6	1,400
大幡川	下大幡		7.7	0.5 未満	0.5 未満	9.6	450
	金井		7.9	0.8	1.5	8.8	780
戸沢川	上戸沢		8.2	0.5 未満	0.5 未満	9.4	170
	玉川		7.8	0.8	1.1	9.2	11,000
朝日川	朝日曾雌	A	7.8	0.5 未満	0.5 未満	8.9	230
	井倉	A	7.5	0.5	1.0	8.6	4,900
柄杓流川	上夏狩	A	7.8	0.5 未満	0.5 未満	9.1	100
	十日市場	A	7.9	0.5 未満	0.5	8.5	780
寺川	下谷		7.6	1.1	1.0	8.4	26,000
中川	中谷		7.5	1.0	1.5	8.3	1,300
河川の類型別基準		AA	6.5~8.5	1.0 以下	25 以下	7.5 以上	50 以下
		A	6.5~8.5	2.0 以下	25 以下	7.5 以上	1,000 以下
		B	6.5~8.5	3.0 以下	25 以下	5.0 以上	5,000 以下

水域類型が指定されていない河川においては、家中川（上谷）、戸沢川（玉川）、寺川（下谷）、の3河川3地点で大腸菌群数が高くなりました。

また、もっとも一般的な水質指標のひとつである生物化学的酸素要求量（BOD）は、市内すべての調査地点で類型A型環境基準を満たしており、うち9河川21地点で類型AA類型の環境基準を満たしていました。（表12）

■表12 河川水質検査結果における生物化学的酸素要求量（mg/L）の変化（都留市）

河川名	調査地点	調査年月				
		H24.7	H25.8	H26.7	H27.7	H28.7
桂川	境	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.6
	田原	0.6	0.6	0.7	0.6	0.8
	下谷	0.6	0.6	0.5	0.6	0.9
	田野倉	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6
鹿留川	沖	0.5	0.5 未満	0.8	0.5 未満	0.5 未満
	古渡	0.5	0.8	0.7	0.6	0.8
菅野川	菅野	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
	大津	0.5	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.6
	玉川	0.9	0.8	0.5	0.8	0.9
	九鬼	0.5	0.9	0.6	0.7	1.0
家中川	田原	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5
	上谷	1.0	0.8	0.7	0.6	0.7
	四日市場	1.9	2.5	2.1	1.8	1.3
大幡川	下大幡	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
	金井	0.5	0.6	0.7	0.6	0.8
戸沢川	上戸沢	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
	玉川	0.5 未満	1.0	0.6	0.6	0.8
朝日川	朝日曾雌	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5	0.5 未満
	井倉	1.0	0.5 未満	0.6	0.6	0.5
柄杓流川	上夏狩	0.7	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
	十日市場	0.8	0.5 未満	0.5 未満	0.6	0.5 未満
寺川	下谷	2.6	1.5	2.0	1.9	1.1
中川	中谷	2.6	2.3	2.0	2.6	1.0



家中川取水口付近(田原)



家中川下流(古川渡)

#### (4) 廃棄物等

本市の家庭から排出された廃棄物等は、各地域に設置されたごみステーションから大月都留広域事務組合が収集運搬し、『まるたの森クリーンセンター』で処理しています。

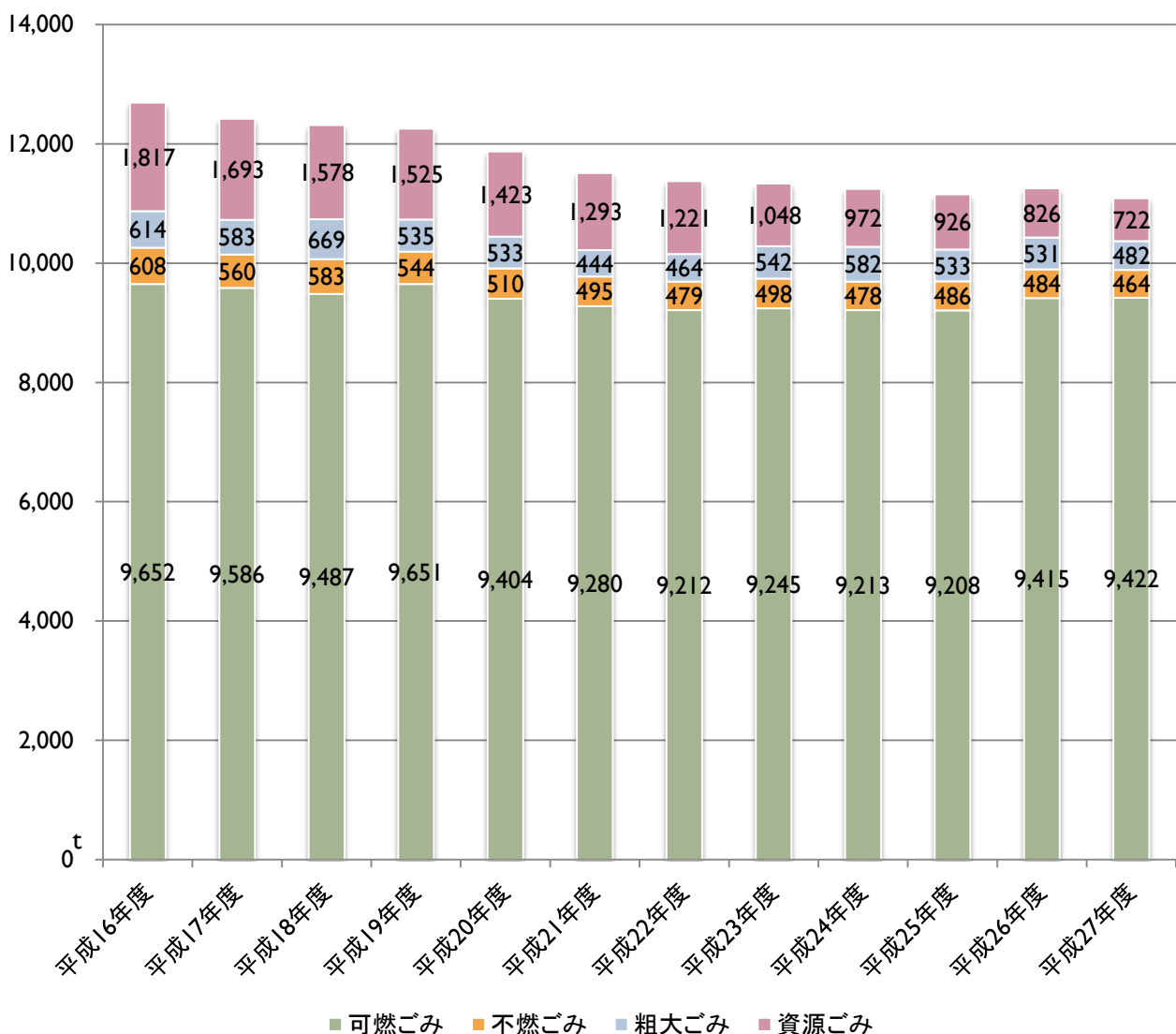
##### ① 一般廃棄物<sup>1</sup>

平成 26 年度一般廃棄物処理実態調査によると、本市の一人1日あたりのごみ排出量は 978g/人日で、山梨県平均の 995g/人日よりやや少なくなっています。

まるたの森クリーンセンターへの一般廃棄物の搬入状況の推移を見ると、平成 16 年度から平成 27 年度の 12 年間で、1 年あたりの排出量は減少しているものの、近年、増加傾向にあることが伺えます。

平成 27 年度の区分別搬入量は可燃ごみが 9,422t、不燃ごみが 464t、粗大ごみが 482t、資源ごみが 722t でした。(グラフ 14)

■グラフ 14 一般廃棄物の搬入状況の推移 (大月都留広域事務組合：都留市回収分)



<sup>1</sup> 【一般廃棄物】産業廃棄物(事業活動に伴って生じた廃棄物)以外の廃棄物をいう。

## ② 再資源化物

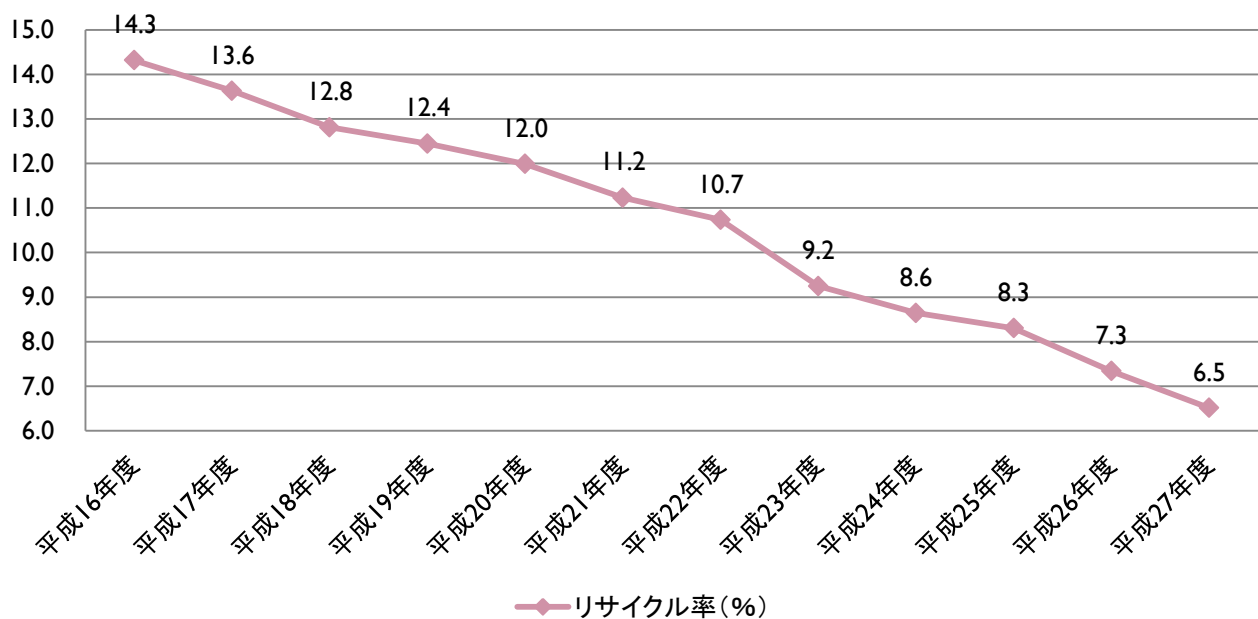
『まるたの森クリーンセンター』では、飲料用のガラスビン類、白色の食品トレイ、牛乳パック等、飲料用のアルミ缶・スチール缶、ペットボトル、新聞・雑誌・段ボールを再資源化物として分別収集しています。

平成27年度の再資源化物収集量は722tで、リサイクル率は6.5%でした。グラフからもわかるように、再資源化物の収集量は年々減少しており、平成17年度の収集量と比較すると、約半分の収集量となっています。これは、食料品店などに設置されている資源物の回収コーナーの利用が増えていることも要因と推測され、リサイクル意識の低下に結び付くものではありませんが、一般廃棄物のうち可燃ごみの搬入量が増加してきていることから、今後も引き続き再資源化物の分別収集を進めていくことが必要です。(グラフ15、グラフ16)

■グラフ15 再資源化物の収集状況の推移（大月都留広域事務組合：都留市回収分）



■グラフ16 リサイクル率の推移（大月都留広域事務組合：都留市回収分）



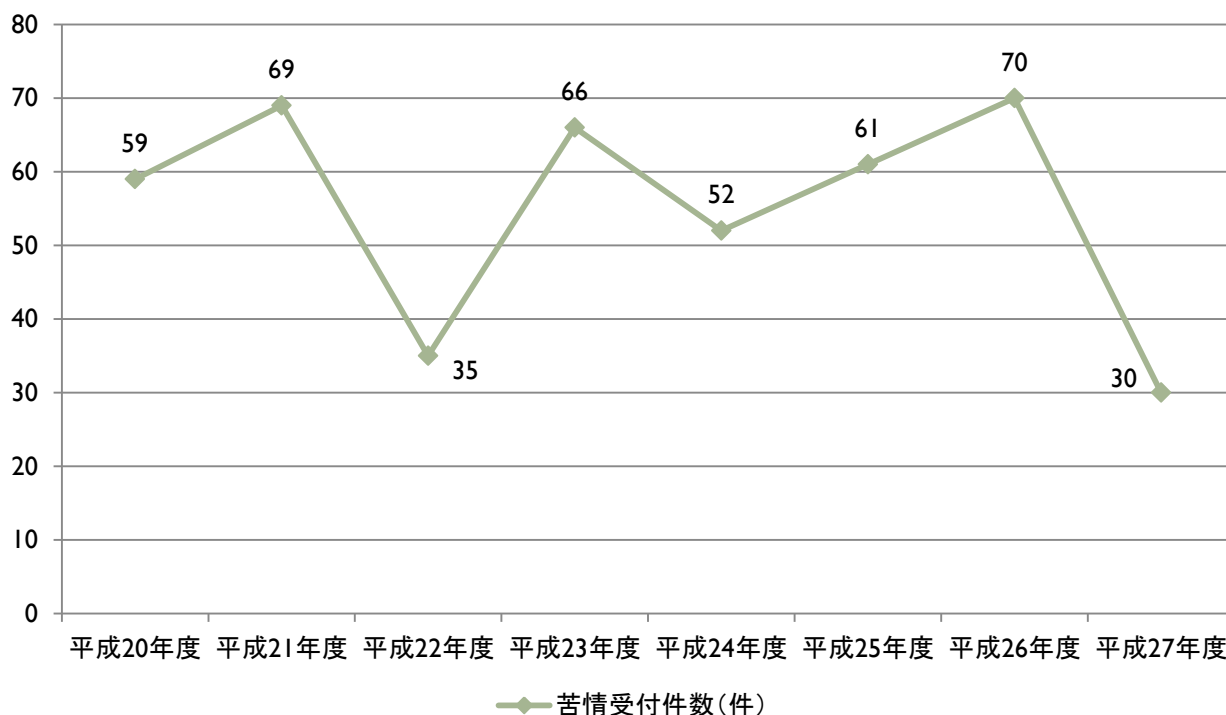
### ③ 不法投棄

廃棄物の不法投棄は地域の景観悪化だけでなく、廃棄物に含まれる有害物質の影響により水質、大気、土壌などの環境汚染や、悪臭などの生活環境の悪化の原因となります。また、不法投棄された廃棄物の撤去・処理には莫大な費用も必要となります。

そのため、本市では、これまで不法投棄監視パトロールや、看板設置などの不法投棄防止対策を講じ、県や県警などの関係行政機関と協力し、不法投棄者の特定・指導を行うなどの活動をおこなってきましたが、不法投棄に関する苦情件数は減少する年度はあるものの、概ね60件程度で推移しています。

不法投棄を撲滅し、良好な生活環境を形成するために、今後も引き続き市民、事業者、関係行政機関と協力・連携し、不法投棄防止対策を推進することが重要です。(グラフ17)

■グラフ17 不法投棄に関する苦情受付件数(都留市)



【写真：タイヤの不法投棄】



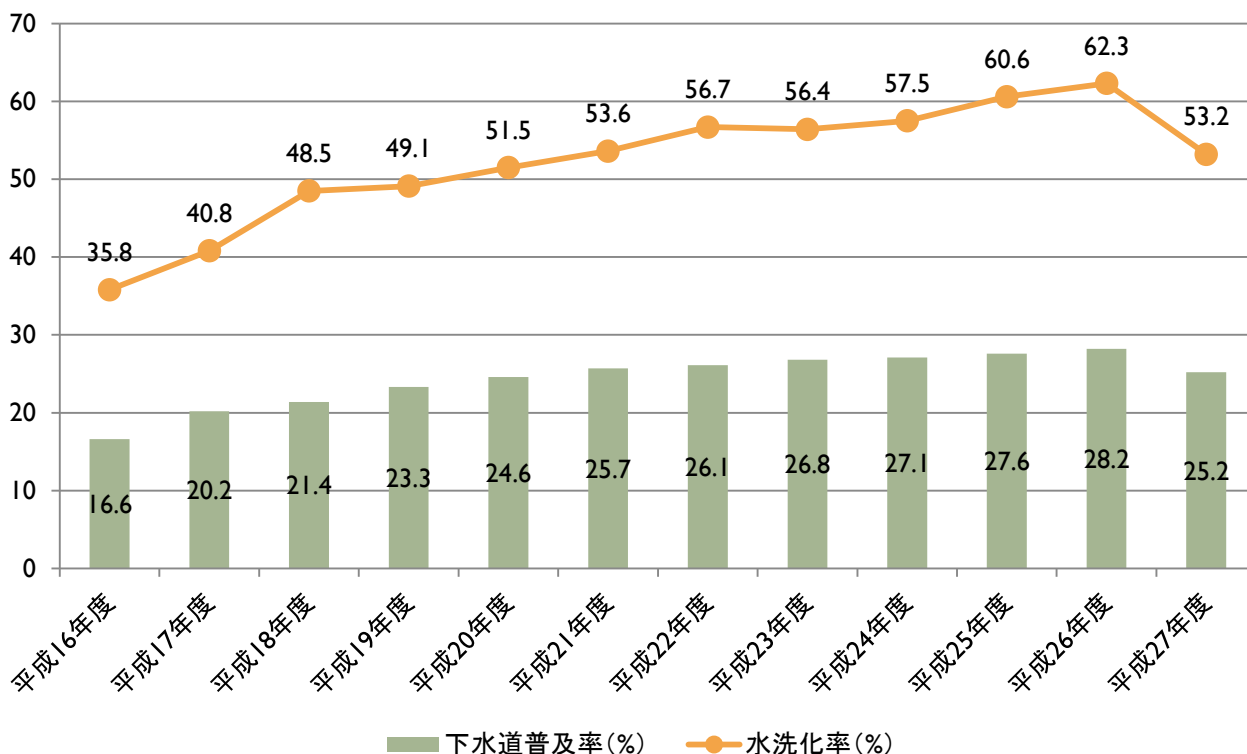
#### ④下水道普及率

本市の公共下水道は、河川などの公共用水域の水質保全と住環境の向上を図るための社会基盤として、平成3年度に全体計画を策定し、平成5年度に事業に着手しました。

平成16年4月に一部共用開始となり、平成27年末の下水道普及率は25.2%、水洗化率は53.2%となりました。（住民データの更新に伴い、各数値を見直しました。）

今後も迅速に公共下水道の普及を図り、共用開始区域における下水道への接続を推進していくことが求められています。（グラフ18、グラフ19）

■グラフ18 下水道普及率と水洗化率の推移（都留市）



■グラフ19 し尿総処理量と下水道普及率の推移（都留市）

